

愛知の水産関連年表（その 7：昭和 31 年から昭和 35 年まで）

| 西暦 | 和暦 | 月日 | 事 項 |
|------|-----|------|--|
| 1956 | S31 | 1/ | 「小型機船底びき網漁業取締規則」一部改正 |
| | | 1/31 | 第 3 回愛知県のみ研究発表大会（於名古屋市、水産会館） |
| | | | 水産庁が中型機船底びき網漁業の漁場開発のため「新漁場開発試験操業実施要領」を制定 |
| | | 3/ | 小型機船底びき網知事許可枠 2,011 隻となる（S27 比で 173 隻減） |
| | | 4/1 | 名古屋市西区に農林部食品工業試験場（現あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター）が開設し、水産試験場の製造部門が同所に移行 |
| | | 4/ | 水産試験場が「伊豆諸島周辺海域の漁場開発調査」を実施（メヒカリ、サメ類が豊漁） |
| | | 5/30 | 愛知県沖合底曳網漁協と東京都の伊豆七島沖漁場の入漁協定成立 |
| | | 7/24 | 三河・渥美外海海区漁業調整委員会が解散（三河渥美海区漁業調整委員会に統合） |
| | | 8/15 | 第 4 期三河渥美・伊勢湾東部海区漁業調整委員会委員就任（任期は S33/8/14 まで） |
| | | 8/ | 第 3 代漁ろう調査船「海幸丸」（63 トン、木船）竣工（進水 7/19） |
| | | 9/29 | 「六条漁業紛争覚書」締結（愛知の水産、P58～61、1957） |
| | | 10/ | 食品工業試験場が商工部に移管 |
| | | 12/1 | 第 4 期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任（任期は S33/11/30 まで） |
| | | | 水産試験場、ノリ室内人工採苗試験を開始 |
| | | | この頃、「まめ板漁法」が三重県津市雲津地区を経て知多郡豊浜町（現南知多町）に伝わる |
| | | | 県内の帆打瀬網が 916 隻、禁止漁法の板びき網が 160 隻操業 |
| | | | 名古屋港港湾計画策定 |
| | | | 保護水面のアサリ種苗配布実績は 32 漁協へ 337,500 貫（愛知の水産 1957） |
| | | | 豊丘漁協（知多郡豊浜町、現大井漁協、現南知多町）で、ノリ養殖開始 |
| | | | ノリ養殖経営体数は 9,024 経営体（愛知県水産年表 S52、農林水産統計 S31） |
| 1957 | S32 | 1/18 | 本県板びき網漁船が和歌山県沖合をしばしば侵犯し、和歌山県代表が抗議で来県 |
| | | 1/19 | 昭和 31 年度水産業技術改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館）（水産庁主催全国大会の予選の位置付け） |
| | | 2/14 | 水産庁が「太平洋中部海区中型底びき網漁業調整協議会」を開催（於蒲郡市・水産試験場）、静岡・愛知・三重・和歌山・徳島・高知の 6 県が出席 |
| | | 2/ | 外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情 |
| | | 3/ | 外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情 |
| | | 4/10 | 天皇・皇后両陛下、蒲郡市に行幸啓、三谷漁協等がクルマエビを献上 |
| | | 4/19 | 第 4 回愛知県のみ研究発表大会（於名古屋市、水産会館） |
| | | 4/ | 外海底びき網組合が「板びき網漁業合法化」で漁民大会を開催（於蒲郡市、三谷漁港） |
| | | 4/ | 外海底びき網組合が「板びき網漁業合法化」を県議会議長に陳情 |
| | | 4/17 | 富山村漁協（北設楽郡富山村、現豊根村）が設立（S40：解散） |
| | | 5/ | 県議会水産議員連盟が三重・静岡両県議会宛に「板びき網漁業合法化」を陳情 |
| | | 5/ | 三重・静岡両県知事が「板びき網漁業合法化」反対旨回答 |
| | | 6/3 | 豊根村天竜漁協（北設楽郡豊根村）が設立（S40：解散） |
| | | 6/ | 水産庁が愛知・三重両県の「板びき網漁業合法化」に関する事情を聴取 |
| | | 7/ | 外海底びき網組合が、県議会議長の同行を得て、水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情 |

| | | | |
|------|-----|-------|---|
| | | 8/13 | 田原漁協が野田漁協を吸収合併認可 |
| | | 8/29 | 愛知県天竜水域漁業協同組合連合会（北設楽郡富山村、現豊根村）が設立（S39：解散） |
| | | 10/ | 水産庁は漁船ディーゼル機関に農林馬力を導入 |
| | | 11/15 | 第四管区海上保安本部長が県内漁協代表へ「伊勢湾の板びき操業の禁止と取締強化」を通達 |
| | | | 水産試験場、浅海開発用アングルドーザー1台（三菱 BB6 型）購入、アングルドーザー2台（三菱 BB6 型×1、小松 D50 型×1）処分、ブルドーザー1台（日本特殊鋼 NTK6 型）処分、ドーザー積載船「第5 なぎさ丸」売却 |
| | | | この頃から、豊浜漁協が「まめ板漁法」を備前網漁業の兼業対策として指導し、逐次本格化 |
| | | | 幡豆郡一色町を対象に「沿岸漁業集約調査」が実施 |
| | | | 常滑地先にノリ防波柵 300m 設置 |
| | | | 内海漁協（知多郡内海町、現豊浜漁協、現南知多町）で、ノリ養殖開始 |
| | | | 形原漁協（宝飯郡形原町、現蒲郡漁協、現蒲郡市）で、ノリ養殖開始（S63 まで続く） |
| | | | ノリ養殖経営体数は 6,751 経営体（漁業の動き S38） or 9,413 経営体（愛知県水産年表 S52） |
| 1958 | S33 | 1/14 | 「愛知県板びき網合法化運動協議会」が発足 |
| | | 1/27 | 昭和 32 年度水産業技術改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館） |
| | | 2/ | 県議会が「板びき網合法化」で三重県議会に陳情 |
| | | 3/ | 水産庁立会で、沖合底びき網組合と東京都の間で伊豆諸島への入漁協定が成立 |
| | | 4/1 | 水産試験場、応用普及科を設置（専門技術員 6 名配置） |
| | | 4/21 | 第 5 回愛知県のり研究発表大会（於名古屋市、名古屋市町村会館） |
| | | 5/ | 中型機船底びき網漁船 7 隻の伊豆諸島への入漁が決定 |
| | | 6/ | 愛知・三重両県知事が「板びき網合法化」で懇談 |
| | | 8/15 | 第 5 期三河渥美・伊勢湾東部海区漁業調整委員会委員就任（任期は S35/8/14 まで） |
| | | 9/9 | 中部海水養殖漁業生産組合（常滑市保示）が設立（S61：解散） |
| | | 9/27 | 神戸漁港が第一種漁港に指定 |
| | | 11/1 | 漁業センサス（沿岸漁業臨時調査）実施 |
| | | 12/1 | 第 5 期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任（任期は S35/11/30 まで） |
| | | 12/22 | 日間賀漁港が第二種漁港に種別変更 |
| | | 12/ | 外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情 |
| | | 12/ | 愛知、三重両県議会代表が「板びき網漁業合法化」で懇談 |
| | | | 県が国の補助で渥美外海の黒八場に 1.2m 角 RC 魚礁を設置、本県魚礁整備の始まり |
| | | | 水産試験場、浅海開発用ドーザー積載船「第 1、第 2 なぎさ丸」売却 |
| | | | 常滑地先のノリ防波柵 600m 延長 |
| | | | 秋口、コノシロの大漁続く、ニギス、メヒカリも豊漁 |
| | | | 鬼崎漁協（常滑市）で、ノリ養殖開始 |
| | | | 佐久島漁協（幡豆郡一色町佐久島、現西三河漁協、現西尾市）で、ノリ養殖開始（S59 まで続く） |
| | | | 衣崎漁協矢作古川河口アオノリ漁場を浚渫掘削し、クロノリ漁場へ転換 |
| | | | ノリ養殖経営体数は 6,545 経営体（漁業の動き S38） or 10,082 経営体（愛知県水産年表 S52） |
| 1959 | S34 | 1/17 | 昭和 33 年度水産業改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館） |
| | | 4/1 | 水産庁に漁港部発足 |

| | | | |
|------|-----|-------|--|
| | | 4/28 | 第6回愛知県のり研究発表大会（於名古屋市、名古屋市町村会館） |
| | | | 水産試験場、「浮流しノリ養殖技術」開発 |
| | | | 小型機船底びき網漁船の天竜川以東海域への入漁について、愛知・静岡両県、業界代表による協議会が開催 |
| | | 6/ | 外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情 |
| | | 8/ | 府相小江漁協（蒲郡市府相町上ヶ浜）、土木部企業局と三河港の漁業補償を承諾、三河港関係妥結第1号、S39/8/24 協定締結 |
| | | 9/26 | 「伊勢湾台風」が来襲し、愛知県内に大被害が発生 |
| | | 11/26 | 豊橋市海苔漁業協同組合連合会（豊橋市関屋町）が設立（S44：解散） |
| | | 12/3 | 国は「伊勢湾高潮対策事業」新設（特別措置法制定） |
| | | 12/23 | 「天竜川以東入漁問題」で両県漁民が「漁民大会」を開催（於弁天島） |
| | | | 大井漁協（知多郡師崎町、現南知多町）で、ノリ養殖開始 |
| | | | ノリ養殖経営体数は7,817 経営体（漁業の動き S38）or10,013 経営体（愛知県水産年表 S52） |
| 1960 | S35 | 1/11 | 東三河海苔漁業協同組合連合会（豊橋市前芝町）が設立（S46：解散） |
| | | 1/18 | 昭和34年度水産業技術改良普及研究発表大会開催（於名古屋市、水産会館） |
| | | 2/ | 濃尾用水農業水利事業犬山頭首工に関する漁業補償が妥結 |
| | | 2/23 | 弥富金魚漁協（海部郡弥富町、現弥富市）が設立 |
| | | 5/24 | チリ地震津波発生 |
| | | 7/ | 外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情 |
| | | 7/29 | 第7回愛知県のり研究発表大会（於名古屋市、名古屋市町村会館） |
| | | 8/1 | 横須賀漁協（知多郡横須賀町養父、現東海市）、名古屋港管理組合と名古屋港の漁業補償協定締結 |
| | | 8/15 | 第6期三河渥美・伊勢湾東部海区漁業調整委員会委員就任（任期はS37/8/7まで） |
| | | 12/1 | 第6期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任（任期は改正漁業法の規定で4年となりS39/11/30まで） |
| | | 12/ | 水産庁が「中型底びき網北洋転換要綱」を制定 |
| | | 12/ | 県及び業界が「インド・マイソール州漁業調査」に出発 |
| | | | この頃、ノリ養殖で糸状体の培養・採苗が全県に普及 |
| | | | 大野漁協（常滑市、現鬼崎漁協）で、ノリ養殖開始 |
| | | | 豊浜（知多郡豊浜町、現南知多町）で、ノリ養殖開始 |
| | | | 師崎・片名（以上知多郡師崎町、現南知多町）で、ノリ養殖開始 |
| | | | 大井漁協で浮流し式ノリ養殖が開始 |
| | | | ノリ養殖経営体数は8,038 経営体（愛知県水産要覧1965、漁業の動き S38）or11,256 経営体（愛知県水産年表 S52） |

時の話題（その 7：昭和 31 年から昭和 35 年まで）

○底びき網

〈伊豆七島沖漁場の開発〉

昭和 31 年（1956 年）、水産庁は、中型機船底びき網漁業の沖合化によって、沿岸漁業との摩擦を避けるべく、新漁場の開発を企画し（「新漁場開発試験操業実施要領」を制定）、本県水産試験場に「伊豆諸島周辺海域の漁場開発調査」を委託した。

この試験調査の実施にあたり、地元東京都の沿岸漁業者とのトラブルを回避するため、同年 5 月、愛知県沖合底曳網漁協と東京都の伊豆七島沖漁場の入漁協定を締結した。

翌 32 年（1957 年）1 月に調査は完了し、メヒカリ、サメ類が豊漁であったため、東京都に入漁を申し入れたところ、33 年（1958 年）3 月、水産庁の立ち会いで、本県船 7 隻の東京都への入漁協定が成立した。なお、38 年（1963 年）には 8 隻が入漁可能となった。

〈板びき網の制度化運動の開始〉

昭和 31 年（1956 年）、国は「小型機船底びき網漁業取締規則」を一部改訂し、農林大臣が指定する海域・期間では滑走装置及び網口開口板の使用が可能となり、「制度化」の道が開かれた。

33 年（1958 年）1 月、本県漁業者は、「愛知県板びき網合法化運動協議会」を設置し、水産庁への陳情など、板びき網の制度化に取り組んだ。

板びき網の制度化は、伊勢湾が 39 年（1964 年）11 月、三河湾が 45 年（1970 年）2 月、渥美外海が非常に遅れて平成 24 年（2012 年）3 月であった。

〈和歌山県の抗議〉

減船整理を乗り越えて復興した底びき網漁業であったが、一部の漁業者による無秩序な操業と、他の漁業との紛争、とりわけ他県沖合侵犯が後を絶たなかった。

それを裏付ける事例であるが、昭和 32 年（1957 年）1 月、本県板びき網漁船が和歌山県沖合をししばし侵犯したことから、和歌山県代表が抗議のため来県した。

このような他県への侵犯は、紛争の原因となることから、隣県への影響を重視する水産庁が制度化に慎重な立場を取ったのは一理ある。

○ノリ養殖

〈浮流し養殖〉

昭和 34 年（1959 年）（一説には 35 年）、水産試験場が大井漁協と共同で「浮流しノリ養殖技術」を開発した。これにより、支柱を打てないような水深の深いところでもノリ養殖が可能となり、県内殆どの沿海漁協でノリ養殖が営まれるようになった。また、ノリ漁場が沖出しによって拡張され、ノリ生産の増大に大きく寄与した。

なお、ノリ養殖の三大発明、①人工種苗生産、②浮流し養殖、③冷蔵網のうち、②と③を本県水産試験場が開発した。

〈鬼崎漁協〉

現在では県内一のノリ生産を誇る鬼崎漁協がノリ養殖を開始したのは、意外に遅く、昭和 33 年（1958 年）であった。

鬼崎漁協のホームページを見ると、「鬼崎漁協は、知多半島の常滑市、中部国際空港の北側に位置し、木曾三川よりの真水と海水がうまく調和した伊勢湾にある。この自然の恵みをいっぱい受けた漁場で、昔から美味しい海苔を作っており、県内でもトップクラスの海苔生産地」と記されている。

鬼崎漁協のノリ漁場は、栄養塩に恵まれているが、風浪が強く、特に 35 年（1960 年）漁期の年末年始には季節風が吹き荒れ、波打ち際まで大波に洗われて支柱柵の大半に被害が発生した。他方、前記の「浮流し養殖」施設には被害が殆どなかったことから、翌年以降、浮流し養殖が施設の大規模化とともに普及していった。

〈研究発表大会〉

昭和 32 年（1957 年）1 月、水産庁主催の水産業技術改良普及研究発表全国大会に出場する予選会として、県及び県漁連主催による昭和 31 年度水産業技術改良普及研究発表大会が開催された。本県

では初めての取組であった。発表内容は、8 題中 7 題がノリ養殖、1 題がワカメ養殖に関するものであった。

愛知海苔協議会主催の愛知県のり研究発表大会も毎年開催されていたので、二つの発表大会が相前後して開催されることになった。

○魚礁整備の始まり

昭和 33 年（1958 年）、国庫補助事業で県が渥美外海黒八場で 1.2 メートル角鉄筋コンクリート魚礁を設置した。この事業が、魚礁整備の始まりとされる。

当時は、歩掛かりもなく、手探りで設計・施工を行った時代。1.2 メートル角のような軽量の魚礁では、現在の高馬力化した漁船の漁網に掛かれば簡単に引きずられてしまうので、今は重い 5 メートル角鉄筋コンクリート魚礁を使うことが多い。

○伊勢湾台風

伊勢湾台風は、犠牲者を 3,000 人以上出した台風として、室戸台風、枕崎台風とあわせて昭和の三大台風に挙げられ、その中でも最悪の被害をもたらした。

伊勢湾台風での犠牲者の数は、平成 7 年（1995 年）1 月の阪神・淡路大震災が発生するまで、第二次世界大戦後の自然災害で最多のもの。ほぼ全国に及んだ経済的被害は、GDP 比被害額で阪神・淡路大震災の数倍、関東大震災に匹敵するものであった。

〈伊勢湾等高潮対策事業〉

昭和 34 年（1959 年）9 月の伊勢湾台風による大災害の復旧事業が、伊勢湾等高潮対策事業で、単に原形復旧に止まらず再度の災害防止の見地から従来例を見ない画期的なものとなった。

実績は、期間が 34 年～38 年（1959 年～'63 年）の 5 ヶ年、実施漁港が 28 港、実施工種が防潮堤、防潮壁、防波堤、樋門の整備、総事業費が 2,857 百万円、うち国庫補助金が 2,369 百万円であった。

〈水産試験場尾張分場が被災〉

昭和 30 年（1955 年）、知多郡横須賀町（現知多市）に設置した尾張分場が被災し、知多郡南知多町豊浜に移転するきっかけとなった。

当時、同所に勤務していた O 先輩は、ノリ養殖試験のため常滑市樽水に長期滞在している時に被災し、下宿先の建物が倒壊したものの、一命を得たとのこと。

また、蒲郡市三谷町の本場が、水神町通から現在の若宮に移転したのも、伊勢湾台風の被災が原因である。

○水産試験場

〈インド・マイソール漁業調査〉

愛知県と工業技術協力等で密接な関係があったインド・マイソール州の提唱によって、同州沿岸に本県小型底びき網漁業等を導入すべく、漁業調査船「海幸丸」（2 代目、62 トン、木船）が日印合同調査団に加わって、昭和 35 年（1960 年）12 月～36 年（'61 年）3 月に、沿岸底びき網調査を始め、気候・風土、水産物の需要・供給、保存施設、加工施設等の調査を実施した。

短期間の調査のため、本県漁業者との合弁事業は実現しなかった。

この調査に携わった H 先輩にとっては、当時、国内では高価のため手に入らなかったバナナが現地では安価のため、房ごと大量に購入したことが、最高の思い出のようである。巨大な房を抱え、バナナを頬張る写真が「愛知の水産 232 号」20 頁（県漁連発行）に掲載されている。

〈食品工業試験場の開設〉

昭和 34 年（1959 年）、県食品工業試験場が開設され、水産製造関連部門が同所に移管された。製造部門は、水産試験場創立時（明治 27 年）から試験事業に着手してきた長い伝統を誇る部門で、缶詰見習い生の養成を始め、自動エビ煎餅焼機や焼海苔機の開発など、水産加工の振興に大きく貢献してきた。